

「定期積金規定」・「定期積金商品概要説明書」改定のお知らせ

日頃より、SBJ銀行をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

SBJ銀行は、2011年1月4日に「定期積金規定」の払込み遅延に関する利息計算方法を一部改定いたしました。また、定期積金規定の改定にともない、定期積金商品概要説明書も改定いたしました。

改定内容は以下の通りとなりますので、お客様におかれましては、ご理解のほどお願いいたします。

「定期積金規定」改定の内容

改定箇所	改定前	改定後
4. 払込みの遅延	この積金の払込みが遅延したときでも、満期日の繰り延べはありません。	この積金の払込みが遅延したときは、満期日の繰り延べはなく、約定利回りによる遅延利息をいただきます。
6. 先払い割引金の計算等	この積金の掛金が払込み日前に払込まれた場合でも、先払い割引金はありません。先払い分に応じて満期日の繰上げは行いません。	この積金の掛金が払込み日前に払込まれた場合、先払い分に応じて満期日の繰上げは行いません。また、先払い割引金もありません。ただし、遅延日数がある場合には、先払い日数を引いた日数で遅延利息を計算します。
7. 満期日以後の利息	満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金金利によって計算した利息を支払います。	満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金金利によって計算した利息を支払います。払込みに遅延があった場合、給付契約金は遅延利息を引いた金額となります。

「定期積金商品概要」の改定内容

改正箇所	改定前	改定後
12. その他参考となる事項	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金金利により計算します ・払込みが遅延したときは、約定利回りによる遅延利息をいただきます

詳しくは、下記をご覧ください。

「定期積金規定」

<http://www.sbjbank.co.jp/commodity/regulation/pdf/regulation13.pdf>

「定期積金の商品概要説明書」

<http://www.sbjbank.co.jp/commodity/business/deposit/fixd/pdf/reserve.pdf>

以上

本件についてのお問い合わせ先

SBJ銀行本店:〒105-6009 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

電話:03-6403-0505

担当(規定):事務統括部 中村・松浦

担当(商品概要):営業統括部 李・内田